

ふぐ取扱所認証書書換え（区部・八王子・町田市） 審査基準

【事務の根拠】

○東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年三月三十一日条例第五十一号。以下「条例」という。）
第十三条第二項

営業者は、前項の認証書（以下「認証書」という。）の記載事項に変更があつたとき（専任のふぐ調理師を変更したときを除く。）は、認証書の書換えを知事に申請しなければならない。

【認証書の書換えの申請書の様式】

○条例施行規則（昭和六十一年六月二十四日規則第二百二十三号）第十五条

条例第十三条第二項の規定により認証書の書換えを申請しようとする営業者は、速やかに、別記第十四号様式によるふぐ取扱所認証書書換え申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 書換えをしようとする認証書
- 二 変更の事由を確認できる書類

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
(ふりがな)

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名

ふぐ取扱所認証書書換え申請書

認証書の記載事項に変更があったので、東京都ふぐの取扱い規制条例第 13 条第 2 項の規定により、
認証書を添えて、下記のとおり書換えを申請します。

記

変 更 事 項 (該当番号に ○を付けて ください。)	1 営業者の氏名 2 ふぐ取扱所の名称 3 専任のふぐ調理師の氏名 (専任のふぐ調理師を変更したときを除く。) 4 ふぐ取扱所の所在地 (住居表示の変更のとき。)
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	

- 添付書類 1 書換えをしようとする認証書
2 変更の事由を確認できる書類

健康安全課收受印	保健所経由印	※ 書換えをしようとする認証書が汚損していた場合は、同時に再交付申請をしてください。 ※ 法人が名称を変更した場合は、登記事項証明書等を添付してください。 ※ 専任のふぐ調理師が氏名を変更した場合は、書き換えたふぐ調理師免許証の写しを添付してください。